

問 事業実施主体の職員等の時間外勤務手当や休日勤務手当は、本交付金の対象とならないのか。

(答)

事業実施主体である「都道府県・地域農業再生協議会や農協等の正規職員」や「都道府県・市町村や農協等から都道府県・地域農業再生協議会への出向者（給与は出向元が負担）」の時間外勤務手当や休日勤務手当については、推進事務費の補助対象経費とはなりません。

他方、本交付金では、現在、運用見直しや追加措置の内容の現場への説明や周知を行うとともに、農業者からの申請書等の審査や取りまとめ等、業務の増加が見込まれます。

こうした増加する業務に対応するために、推進事務費の委託費を活用し、①都道府県段階の事業実施主体であれば地域農業再生協議会や農協、市町村等に、②地域段階の事業実施主体であれば農協や市町村等に、③農協等が事業実施主体の場合は、当該農協の子会社等に、増加する交付事務や実施確認の業務を委託することが可能ですので、このような方法についてもご検討願います。

なお、今般の運用見直しや追加措置は、事業創設当初に想定していない事項であり、また、その現場への説明や要望額の調査、農業者からの申請書等の取りまとめを短期間で対応せざるを得ない緊急的な状況であることから、委託先や臨時雇用がどうしても見つからない場合に限り、事業実施主体が雇用する正規職員が行う通常の勤務時間外の勤務に対し、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより算定した時間給を単価とし、通常の勤務時間外の勤務に対する賃金を支払うことも可能です。

ただし、この場合、委託先や臨時雇用が見つからないなど、やむを得ない状況を記録し保管しておくようにしてください。